

加茂デイサービス愛 通所介護の利用料

お客様（利用者）がサービスを利用した場合の「基本利用料^{※注1}」は以下のとおりであり、お客様（利用者）からお支払いいただく「利用者負担額」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割もしくは3割）の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

※注1 基本利用料は厚生労働大臣また福山市長が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（1）通所介護の利用料

【基本部分：通所介護費（大規模型通所介護Ⅱ）】

所要時間 (1回あたり)	ご利用者様の 要介護度	通所介護費		
		基本利用料 ※注1 参照	利用者負担額	
			(1割負担)	(2割負担)
3時間以上	要介護1	3,430円	343円	686円
	要介護2	3,930円	393円	786円
	要介護3	4,440円	444円	888円
4時間未満	要介護4	4,930円	493円	986円
	要介護5	5,460円	546円	1,092円
4時間以上	要介護1	3,600円	360円	720円
	要介護2	4,120円	412円	824円
	要介護3	4,660円	466円	932円
5時間未満	要介護4	5,180円	518円	1,036円
	要介護5	5,720円	572円	1,144円
所要時間 (1回あたり)	ご利用者様の 要介護度	通所介護費		
		基本利用料 ※注1 参照	利用者負担額	
			(1割負担)	(2割負担)
5時間以上	要介護1	5,220円	522円	1,044円
	要介護2	6,170円	617円	1,234円
	要介護3	7,120円	712円	1,424円
6時間未満	要介護4	8,080円	808円	1,616円
	要介護5	9,030円	903円	1,806円

6時間以上	要介護1	5,400円	540円	1,080円
	要介護2	6,380円	638円	1,276円
	要介護3	7,360円	736円	1,472円
7時間未満	要介護4	8,350円	835円	1,670円
	要介護5	9,340円	934円	1,868円
7時間以上	要介護1	6,040円	604円	1,208円
	要介護2	7,130円	713円	1,426円
	要介護3	8,260円	826円	1,652円
8時間未満	要介護4	9,410円	941円	1,882円
	要介護5	10,540円	1,054円	2,108円
8時間以上	要介護1	6,200円	620円	1,240円
	要介護2	7,330円	733円	1,466円
	要介護3	8,480円	848円	1,696円
9時間未満	要介護4	9,650円	965円	1,930円
	要介護5	10,810円	1,081円	2,162円

【加算】 以下の要件

を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類		加算の要件	加算額		
			基本利用料 ※注1 参照	利用者負担額	
			(1割負担)	(2割負担)	
入浴介助 加算	I	利用者の入浴介助を行った場合 (1日につき)	400円	40円	80円
	II		550円	55円	110円
個別機能 訓練加算	(I)イ	当該加算の体制・人材要件を満たし、利用者へ機能訓練を行った場合 (1日につき)	560円	56円	112円
	(I)ロ		850円	85円	170円
	(II)	(1月につき)	200円	20円	40円
サービス提供 体制強化加算Ⅲ		当該加算の体制・人材要件を満たす場合(1回につき)※注2	60円	6円	12円
生活機能 向上連携加算	I	当該加算の体制・人材要件を満たし、かつ個別機能訓練計画を作成した場合(1月につき)	1,000円	100円	200円
	II		2,000円	200円	400円
介護職員 処遇改善加算 I		当該加算の算定要件を満たす場合 ※注2	1月の利用料金(基本部分+各種加算減算)の5.9%		
介護職員等 特定処遇改善加算 II		当該加算の算定要件を満たす場合 ※注2	1月の利用料金(基本部分+各種加算減算)の1.0%		

介護職員等ベースアップ等支援加算	当該加算の算定要件を満たす場合 ※注 2	1月の利用料金（基本部分＋各種加算減算） の1.1%
------------------	-------------------------	-------------------------------

※注 2 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額		
		基本利用料 ※注 1 参照	利用者負担額	
			(1割負担)	(2割負担)
送迎を行わない 場合の減算	利用者に対して、その居宅と指定通所介護事業所との間の送迎を行わない場合（片道につき）	470円	47円	94円
同一建物 送迎減算	当事業所と同一の敷地もしくは隣接する敷地内の建物（養護老人ホーム・軽費老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅に限る）に居住する利用者に対してサービス提供する場合（1回につき）	940円	94円	188円

（２）介護予防通所介護相当サービス事業の利用料

【基本部分：介護予防通所介護相当サービス】

ご利用者様の 要介護度	介護予防通所介護相当サービス（1月につき）		
	基本利用料 ※注 1 参照	利用者負担額	
		(1割負担)	(2割負担)
要支援 1	16,720円	1,672円	3,344円
要支援 2	34,280円	3,428円	6,856円

上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてのサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担していただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件（概要）	加算額		
		基本利用料 ※注1 参照	利用者負担額	
			(1割負担)	(2割負担)
運動器機能 向上加算	利用者へ個別的な機能訓練等の運動器機能向上サービスを行った場合（1月につき）	2,250円	225円	450円
口腔機能 向上加算Ⅰ	利用者へ口腔清掃指導や摂食・嚥下機能訓練等の口腔機能向上サービスを行った場合（1月につき）	1,500円	150円	300円
選択的サービス 複数実施加算Ⅰ	利用者へ選択的サービスのうち複数のサービスを行った場合（1月につき）但し、口腔機能向上加算を算定している場合は算定しない。	4,800円	480円	960円
サービス提供 体制強化加算Ⅲ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1月につき） ※注2	要支援1 240円	24円	48円
		要支援2 480円	48円	96円
介護職員 処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合 ※注2	1月の利用料金（基本部分＋各種加算減算）の 5.9%		
介護職員等 特定処遇改善加算Ⅱ	当該加算の算定要件を満たす場合 ※注2	1月の利用料金（基本部分＋各種加算減算）の 1.0%		
介護職員等ベース アップ等支援加算	当該加算の算定要件を満たす場合 ※注2	1月の利用料金（基本部分＋各種加算減算）の 1.1%		

※注2 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額		
		基本利用料 ※注1 参照	利用者負担額	
			(1割負担)	(2割負担)
同一建物 送迎減算	当事業所と同一の敷地もしくは隣接する敷地内の建物（養護老人ホーム・軽費老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅に限る）に居住する利用者に対してサービス提供する場合（1月につき）	要支援1 3,760円	376円	752円
		要支援2 7,520円	752円	1,504円

(3) 介護保険給付対象外サービスの内容及び利用料

食費（実費）	食事の提供を受けた場合	1回につき 450円 /昼食 1回につき 590円 /夕食
おむつ代	おむつの提供を受けた場合	1回につき 220円
パット代	パットの提供を受けた場合	1回につき 60円
鍵付ロッカーのレンタル使用	鍵付ロッカーをレンタルされた場合	1日につき 10円 1月につき 100円
指定地域外からご利用の場合の交通費	指定地域を越えた地点から1キロメートル当たり	20円
キャンセル料	当事業所は、利用者がサービス提供をキャンセルした場合は、キャンセル料をいたしません。但し、キャンセルが必要となった場合は、ご連絡ください。	
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する品など）について、費用の実費をいただきます。	